

○ 財務省告示第二百六十三号
平成十一年七月十五日第五条第十一項の規則(平成十一年大蔵省告示第二百六十三号)に依り告示する。政府短期証券(第三十八回)に依り告示する。

財務大臣与謝野馨
国庫短期証券(第三十八回)

二 一 行 二 令
の法発号名称及び記
條律発行の項及び根拠
の法律の項及び根拠
用振替等替法の適行方法
四

「を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
國定特あ争入。」へ格替適下へ平成十三年法
債め別つ入札に以を機用「平成十三年法
市る参て札發によ「争は受けるも」とい
場も加、「と行
特の者財同「発行格付本銀も」とい
別にご務時「競争て行のとし。
參よと大に「以
加るに臣行。
者発応がわ^レ下入行とし。
・行募各れ及「札わする。
第へ限國るび価「れ。
I以度債入価格とる。そ規
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ 振 額 最 低 替 額 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六 ロ イ 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金 發 競 I 加 場 行 爭 額	五 方 募 入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千四十五 百千二兆 円四万三 十五千 一千四 億六百 四百二 千円十 五十五 百億 十十六 五千百 三十七	額億額 面千面 金万金 額円額 でで 四五 千兆 四三 三千 三四 百四 四十 六	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を圃別応ち 割内参募応 りに加額募 当お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい

